

変化してきていることは感じられる。児童相談所サイドからすれば、兆し程度の小さな変化であるが、市町村は大きな変化だと思っているかも知れない。

しかし、全体としては組織・体制面、ハード面いずれも、先に述べたように不十分さは否めず、このままでは児童相談所がカバーするという形が固定化してしまうのではないかという危惧もある。本当に法律を生かしてやっ払いこうとするならば、根本的に法律の理念を生かす施策が必要だろう。法律の理念としては間違ったものではないが、法律を実際に実現していくための施策が不足しているのが現実である。

児童相談所側としては、とにかく市町村が第一義的な役割を実質的に果たしてもらえよう、研修の充実など、多忙さにかまけずできるだけの援助をしていくしかない。

ただし、研修をしても来ない市町村もある。児童相談所から声はかけるが、小さい町村部などは子どもの数が少ないので行かなくてもあまり困らないし、児童相談所に任せておけばいいという考え方なのだろう。それでも何らかの形で児童相談について自覚し、意識化してほしいとは思っている。

14) 才村 純 (日本子ども家庭総合研究所・児童相談所関係者)

上記のようなプラスの変化、マイナスの変化があるけれども、全体としての評価は、間違いなく以前と比べると連携が図られつつあり、相互理解も進みつつある。

15) 木村百合 (大阪府池田子ども家庭センター・児童相談所関係者)

過渡期なので、いかにしてよい関係を築いていくかが大切である。児童相談所は、「これは市町村の役割ですよ」ということを言わなければならない。市町村からの送致についても、送致の書き方から、考え方についても指導しなければならない。担当者だけではなく組織全体にそれを受け止めてもらわなくてはならない。

虐待相談はマニュアルはあるけれども、初めて対応する市町村は事例への判断がまだできない。たとえば、精神障害やアルコール依存と聞くだけでも、子どもは施設へと考える人もいる。在宅支援でどう考えるか、何をアセスメントするか、調査するかから一緒に考えなくてはならない。

池田子ども家庭センターでは虐待通告件数が増えた。他の地域では家庭児童相談室があり市が相談を受けていた所も多いが、当センター管内では市町が窓口をはじめ作り虐待通告を受けようになり、身近で通告しやすくなりそれがさらに児童相談所に送られてくるようになったから、通告件数が増加するようになった。

過渡期は、市町村も大変だと思うが市町村の体制が1年でできるかといえば、それはわからない。その市町村の担当者の習熟度にもよるし、転勤もあるし、専門職をおいているところと、ひとつの行政のラインとしてやっているところとがある。専門職としてやっているところはいいが、行政ラインでやっているところは、組織をしっかりと作らなければならない。そうでな

いと、その担当がいなくなれば、また一からということになりかねない。

今は虐待相談にかぎって、児童相談所と市町村との会合をもっている。市ごとに、全体の会議を行っている。来年度の体制についても3月に話し合うことになっている。

16) 菅野道英 (彦根子ども家庭相談センター・児童相談所関係者)

児童相談における市町村と児童相談所の関係として、診断の部分だけを児童相談所にというのもあげられているが、今のところ市町村でやっていくから子どもの診断や家族の見立てだけを児童相談所に依頼するというようなことはない。児童相談所に来たら児童相談所の事例という形になるので、まだまだこれからなのではないだろうか。ここ数年間で、市町村と県・児童相談所との関係は、やりながら形になっていくのだろう。優秀な実績のある市町村が出てきたらそれがモデルになるのだと思う。

17) 萩原總一郎 (四天王寺国際仏教大学・児童相談所関係者)

プラス面が大きいけど、現在のところ大きな変化はない。ただし、マイナス面も特に考えられない。今後、多少時間がかかるが関係を深めていく必要がある。

18) 前橋信和 (関西学院大学・児童相談所関係者)

全体として、法律ができたことで都道府県と市町村の役割がぐちゃぐちゃになったということとは聞いてはいない。

児童相談所数と市町村数の数はかなり違うので、ひとつひとつ調整をしなければいけない。そのなかで前述したようなことをそれぞれすり合わせしないといけないので市町村にとっても児童相談所にとってもしんどい。金がついて、事業がついて、そのために人を新しく雇って組織を作ろうというのであれば話は簡単である。しかしそういうものなしに今までのやり方を多少変更して仕事をしていこうというのであるから、やはり個別につめていかないといけないということに時間がかかる。過渡期の間は、児童相談所は従来どおりの直接の相談業務、市町村への間接の相談業務、機関間の調整を共に対応しなければならないので業務が増えているだろう。

20) 飯田進 (堀川愛生園・児童福祉施設関係者)

特に変化を感じない。市町村の方の相談受け入れ態勢が整っていないので、手がつけられないというのが現状のように思われる。市町村も相談を受け入れていかないといけないという気持ちがあるように見受けられるが、体勢が整っていない。三位一体の改革による変革では、各市町村の格差が生まれるばかりだろう。

21) 喜多一憲 (名古屋キンダーホルト・児童福祉施設関係者)

児童相談所としては市町村指導の役割はしてきているし、市町村の相談体制の立ち上げも形になりつつある。市町村が対応できない深刻なケースは児童相談所に自動的に送致されることもなりかねない。力量がないからという言い訳になるが、深刻なケースを児童相談所がバックアップを含めてやっていく。虐待ケースの対応は、現実的に市町村に専門性がない中では厳しいので児童相談所になるだろう。今まで児童相談所の6割以上を占めていた障害児関係が市町村業務に移ることで、児童相談所は手帳給付の程度になるだろう。このようなものは、進んでいくとは思いますが、責任の所在の曖昧さが出てくる。キーパーソンなどが協議会の中で活動しないとけない。

要保護児童対策地域協議会は、段階があっても良い。実務者会、作業部会、研修活動部、ケース検討部など分けていくことも考えられる。虐待、非行ならこのメンバー中心の組織になればいいし、児童相談所からの代表が参加していく方が良い。市町村の規模によって、実務者会議は月一回程度で良い。地元から施設に入所した子どもは実際は少ない。

22) 桑原教修 (舞鶴学園・児童福祉施設関係者)

実感としては、少しずつではあるが関係が築かれつつある段階だと感じている。今キーマンとして動いてくださっているのが児童相談所のスタッフ。結構いい動きをしてくださる。児童相談所のスタッフに恵まれていると思う。今、2～3名、こちらにも頻繁に足を運んでくれる方がいるので、その方たちが引っ張っていつてくれているように思う。現在、舞鶴学園で実施している児童家庭支援センターと児童相談所との定期的な話し合いが、要保護児童対策地域協議会へと発展させられないかと考えている。舞鶴市では実際にネットワーク会議はほとんど機能していない。虐待防止ネットワークの会議が持たれたのは1年以上前のことになる、それ以降まったく開催されていない。実務者会議、ケースの担当者会議にも、学園の職員がメンバーとして入っているはずだが、一度も実施されていない。このような状態なので、今の児童家庭支援センターと児童相談所の会議を発展させていきたいと思う。なにが問題かという、市の職員の中で、町の子どもたちと虐待ケースの児童が繋がっていなかったのではないかと思う。舞鶴学園に措置されている児童、分離保護されている児童がたくさんいるというのに、市とは別の問題だと考えているように思う。それでは意味がない。意識化されていくまでにはまだまだ時間がかかると思う。市町村のネットワークを立ち上げるべきだと、また、次世代の行動計画の中に児童虐待の問題も文言化して入れてもらいたいと思っている。各市町村の作る計画の中に入れておかないと、国側から出すプランの中に入っている意識して取り組めないのではないかと思う。

舞鶴市では、こういった経緯で4月から児童家庭支援センターと児童相談所が中心に定期的な会議をもてるようになってきているが、まだ児童相談所がイニシアチブをとっている段階。市が動くようになるためには地域で起きた具体的なケースを動かす経験が必要ではないかと思う。窓口として動いていても実際に動くのは児童相談所という体制では「実際にこういう風に動く

のか」という実感が伴わない。今、具体的な例を挙げると、学校の担任がキーパーソンとなって見守りを続けているケースがある。その先生が動かなかつたら家庭の中の様子がわからない。学校の先生だけに負担が集中しない方法を考えていく上で、舞鶴市として何ができるのかと、こういった具体的な一つ一つの事例について、市としては何ができるのかを考えていかなければならない。そのためにはまだ時間がかかると思っている。

23) 側垣一也 (三光塾・児童福祉施設関係者)

法改正によって、都道府県と市町村の仕事の線引きができ、その狭間にあるニーズへの対応ができなくなってしまうのではないかと考えている。この仕事は市町村、あの仕事は都道府県と機械的に切り捨てるのではなく、連携して対応する体制でなければならないと考えている。

また、児童相談所は、市町村に相談業務を丸投げするのではなく、県内の子ども家庭相談について、きちんと把握していなければならないのではないかと考えている。きちんと把握していないと、家族の再統合などの場合、地域のさまざまな資源と連携を取ることは難しいだろう。これからの児童相談所の機能に期待はしているが、現在は市町村が戸惑っている段階だと感じている。

24) 伊達直利 (旭児童ホーム・児童福祉施設関係者)

押し寄せてくるケース数の増加に対応できない上に、市・区と児童相談所の連携不足も相まって、身動きが取れない状況を招くことは必至であると思われる。また、このように色々な施策を考える前提にあったもの(ケア体制の充実)について、もう一度しっかりと整理をしておかないと進まない可能性があるのではないだろうか。

25) 濱田多衛子 (光の園・児童福祉施設関係者)

ケースが重度化しているが、市町村と児童相談所との関係がうまくいくことがケースを助けるかというところではなく、別問題である。

市町村だけでなく、学校の先生や民生委員もふくめいろいろな人と一緒に話し合えることができる体制が望ましい。今あるものを生かしながら役割分担が必要であり、それらを取りまとめるキーパーソンとなる人が重要であり、その人を活用できる体制を作るべきだと考える。

26) 藤本勝彦 (あゆみの丘・児童福祉施設関係者)

大阪府の場合、従来から市町村のサポートをする形で連携がとれていたため、特別な変化は感じられない。

今後、変化を望むこととしては、以下の4つが挙げられる。

第一に、現在、児童相談所が取り扱っている5つの相談種別や援助についてどの部分をどこが行うかを明確にすべきである。市町村が何をすべきなのかもっと精査すべきであろう。

第二に、児童相談所は子どもやその家庭に対する援助と同時に親から子どもを引き離すという役割の二面性がある。このような相反する二つの役割を市町村が担えるかどうかについて疑問がある。また、児童相談所の二面性をなくすことも課題であり、これについては司法関与をさらに求めていく必要がある。28条について言えば、2年間という期限が設けられ、この期間にどれだけ親を支援できるかという課題もあり、児童相談所は親に対する支援プログラムを早急に打ち立て、援助機関として機能していくべきだと考える。

さらに、現行では施設と児童相談所が連携しながら取り組むことも必要で、子どもを引き離す役割は児童相談所が担い、親支援を施設が行うといった役割分担も考えられる。

第三に、市町村に専門性が確保されたとしても、虐待問題全体を市町村が扱っていいものかといった議論が必要である。虐待問題に関する市町村が担う役割は、『予防』の面であろう。市民に対する啓発活動が重要である。イギリスでは、学校教育の中で虐待問題を取り入れていると聞いている。子どものうちからこの問題を考えさせることは、非常に重要だと考えている。わが国では、学校教員の虐待に対する認識や理解は少しずつ深まってきているが、全体としてまだまだという感がしている。

第四に、措置権についてであるが、子どもの権利擁護に関する部分については、これまで通り都道府県が担うべきだと考えている。地方分権や民間委譲の流れがあるが、そのリスクも考えながら、慎重に対応すべきである。

28) 峯本耕治 (弁護士)

今までは、児童相談所がネットワークの中心という意識が強かったが、今回の改正により、市町村に権限や責任が出て、第1次的には市町村が中心という、ネットワークの中には組み込まれた感覚があると思う。また、今までは、独自に判断をしていくという感覚が強かった児童相談所も、責任が軽減される反面、ネットワークの中で、決定したことに基づいて、その役割を果たすという位置づけになっていくと思う。ネットワークが機能し、コミュニケーションが十分にとれれば、ネットワーク会議の中で決定された方針に基づいて児童相談所も動いていく、ということが自然に受け入れられていくことになる。吹田市では、地域対策協議会の要綱で、決議は過半数で決するとされている。ただ、措置業務や一時保護、分離のレベルになると、ネットワーク会議の中で決まったことも、法的に児童相談所が従う義務はない。とはいえ、ネットワークがしっかり機能すれば、その中で議論し、分離が必要だという話になったときには、児童相談所としては、それに対して反対しにくくなっていくだろう。全体のケース会議の中で決定された方針に関して、基本的には従っていくという流れはできてくるのではないかと思う。

全国的にみた場合、ネットワークが十分機能することはほとんど期待できず、ネットワークも児童相談所も、機能しないところは、ケースの掘り起こしも行われず、何も変わらない可能性がある。

ただ、ネットワークの中で、意識の高い人、エネルギーのある人がでてくれば、制度の枠組

みはできてきているので、変化する可能性はあると思う。

例えば、学校で一生懸命やっている先生がいたら、児童相談所に対する不満が溜まり、児童相談所に熱心なワーカーがいたら、学校や他の機関に対する不満が溜まるというようなことが起こりやすくなっていると思うが、いろいろな軋轢や葛藤があるのは、誰かが一生懸命動き始めている証であり、制度作りの過渡的段階、産みの苦しみと理解したい。単なる不満や不信に終わらせるのではなく、誰かがリードして、ネットワークを充実させていくきっかけにする必要がある。

全体的に、大阪では、福祉機関だけでなく、教育においても、ケース会議やチーム対応、アセスメント、プランニングという言葉も徐々に浸透してきており、少しずつ雰囲気が変わってきている。

4. 子ども家庭相談体制に関して優れた実績を残している・残しそうな可能性のある市町村

この質問は、子ども家庭相談体制に関して、すでに優れた実績を残している市町村や、今後の優れた実績を残す可能性のある市町村名を、それぞれにあげてもらい、そのように評価する理由を尋ねたものである。

これは、あくまでもヒアリングに応じたいただいた方々が主観的に評価されたものであるが、今後の研究を進めていく上で、参考になることを期して報告するものである。多くの方々に回答いただいたが、ここでは誰が推薦されたかは特に重要ではないので、個人名による集計は行わない。

なお、複数の方々が推薦された場合、一行空白をあけて記載している。

岩手県・矢巾町

子育て支援におけるNPOの活用や育児支援家庭訪問事業でボランティアを活用するなど、住民から子育て支援のための資源を創出する工夫をしている。

埼玉県・新座市

ネットワークを一年早くやり始めた。子育て支援が熱心。

ショートステイやトワイライトステイで里親を活用している。また、放課後児童クラブを13校すべての小学校に設置、8校すべての中学校において「つどいの広場事業」および地域子育て支援事業を実施し、身近なところでの子育て資源を用意している。

さらに、次世代育成支援行動計画では、従来バラバラに実施されてきた子育て支援サービスを結びつけるため「子育て応援室」を設置するなどの機構改革が盛り込まれている。

相談体制の強化。次世代育成支援行動計画に家庭相談室の体制強化および地域子育て支援センターの設置数の8倍増を盛り込む。

本庁の子育て支援課（児童虐待防止ネットワークの事務局）が通告を受理、安全確認はまず市で行い、これが困難な場合や危険を伴うと判断される場合には、児童相談所に対応を仰ぐ。

東京都・葛飾区

人事交流を行っている。

東京都・杉並区

杉並区の場合は、制度改正と次世代育成行動計画に相談体制の充実が盛られているということ为背景に、制度改正が影響していると言えるのではないだろうか。具体的には、杉並区には「ゆう杉並」という大型児童館（児童青少年センター）の中に子ども家庭支援センターがあるのだが、非常にアクセスが悪く、小さな子どもを抱えた親御さんが行くのには非常に大変であった。それをもっと便利な行きやすい場所に移そうという話があがっており、次世代育成行動計画や制度改正をきっかけとして、具体的な変化が出てきているような感じがする。また新しい動きとして杉並区には児童養護施設が5か所、母子生活支援施設が2か所、乳児院が2か所あるが、それを区民が利用できる相談体制に再編しようということで、区と児童福祉施設が懇談会を始めている。これがうまくいけばすぐれたモデルになるだろう。具体的には区民がファミリーソーシャルワーカー（FSW）に相談ののってもらい、区はアウトソーシングという考え方で相談1件につきいくらかというふうにサービスを買取るというしくみを作ろうということを議論しており、その点では評価できる。まだ検討段階で実施までは至っていないが、このように区と業界団体が懇談会を始めているというのは大きな前進である。この新しい動きに制度改正が与える影響は大きいだろう。子ども家庭支援制度だけではなく、児童養護施設のFSWが施設等に出向いて相談を受け付けるということは今までなかったことである。今後どうなっていくのかを注目したいところである。

相談体制の強化。児童養護施設に相談援助業務を委託。委託料を出来高で払う。

児童相談所等と市町村との間で個別ケースごとに「協議書」を交わし、どの機関がどのような役割を担うのかといった役割分担を明確化する。独自に作成した虐待対応マニュアルに掲載されている緊急度に関するチェック・リストを活用し、緊急ケースは児童相談所か警察、夜間通告は警察、その他は子ども家庭支援センターか児童相談所で対応する。

また、週に2回、区職員を交代で実習として児童相談所に派遣している。

各校区域にある児童館（41か所）を拠点として地域子育て支援ネットワークを形成し、総合的な子育て支援を展開している。

東京都・目黒区

児童相談所がクローズしたケースについて、ネットワークで3か月後にフォローアップ検討会を行っている。

東京都・三鷹市

三鷹市においては、従来よりネットワーク作りや、杏林大学病院との連携などを積極的に行っており、必ずしも制度改革によるものではない。

子ども家庭支援センターを取り巻く専門家（弁護士・臨床心理士）のサポーターネットワークがある。

コーディネート方式。各セクションが受け付けた相談を子ども家庭支援センターが集約し、同センターがケース・マネジメントを行っている。このことにより、サービスの総合性・一貫性が確保されている。

相談体制の強化。心理職を配置している。発達をおさえるというのは相談の基本なので心理職の配置というのは重要である。現在の制度上は市町村に心理職の配置というのはないが、心理職が1人でもいると、相談の幅や奥行きが広がっていく。

通告が入れば、子ども家庭支援センター、市の総合保健センター、福祉事務所、児童相談所の4機関から2～4人で安全確認に出向く。バトンリレーでなく、片方が表舞台で動いているときは、他方は裏方で活動を見守り、支えるといったシーソーのようなイメージである。必要が生じた場合は速やかに選手交代する。虐待やネグレクトになる前の段階で保護者や子どもを児童相談所につないでおくと、保護者と児童相談所との間でソフトな関係を築くことが可能となる。

精神科医、弁護士、臨床心理士、精神保健福祉士、学識経験者などをスーパーバイザーとして登録し、職員へのサポートのほか、必要に応じて住民への相談対応も行っている。

神奈川県・伊勢原市

モデル事業を行っている。NPO団体で、ネットワーク活動を行っている。

神奈川県・相模原市

相談体制の整備および専門性の確保に努めている。

神奈川県・藤沢市

相談体制の強化。児童虐待防止ネットワークの担当者として、常勤専任の事務吏員1名、常勤専任の保育士1名、非常勤専任の児童虐待相談員2名を配置する。そのうち1名は教員経験者で学校を巡回してコンサルテーションを実施することで、教員から本音が聞かれるようになった。

神奈川県・横須賀市

相談体制の構築に関して、積極的な姿勢を示している。また、専門性の確保に努めている。

中核市になったところなので、注目。

児童相談所を設置する予定。

新潟県・新潟市

再来年に政令指定都市（人口80万くらい）になる。どのような体制整備になるかそのプロセスに注目。

静岡県・御前崎市

全面的にケースを移管することなく、発見時から見守り、支援、アフターケアに至るすべての局面で児童相談所との役割分担する。

滋賀県・高島市

体制を整備しているところでは高島市。福祉と保健と教育が主になって10月から独立した課を創設した。もともと新旭町という旧高島郡の町が、教育委員会ベースでネットワーク、児童相談、家庭支援をやっていた。合併後、それを基に新しい相談体制を整備しようとしている。

そこが少し新しい取り組みをしているのだと思う。市や町の子どもにまつわる相談の入口というのは、主に福祉と保健と教育の3部署だが、それらがどのように絡むのかが課題だと思う。そういう意味では新旭町の実績がこれからどうなっていくのか、おもしろいと思う。

滋賀県・米原市

米原市も課体制になった。まだ中身については聞いていない。

滋賀県・彦根市・大津市・栗東市

一生懸命やっているところは彦根市、大津市、栗東市である。栗東市は家庭相談員の数がたくさんいる。栗東市は合併ではなく人口増で町から市になったので、従来からもっていたものをそのまま引き継いでいる。それぞれ市で独自性がでてくるのではないかと思う。

滋賀県・日野町・竜王町

いま見ている限りでは、逆に町のほうが事例に関する情報はほとんど集約できているという感じがする。人口1万から2万規模の町の場合、保健福祉課などでは、保健師・福祉の人がいるので。日野などこぢんまりしているが、それなりに動いている。

京都府

それぞれのところが取り組みを始めているところなので、基本的にはまだまだこれからである。市町村の経過に応じた特徴があり、市町村も自分たちの特性に合わせた体制を作っている。児童相談所はそれを後押しする立場でやっていきたい。

研修会では、相談を受けた時、どのように対応すればいいかを学び合うことを目的として、事例を発表してもらっており、事例内容に応じた関係機関の動き方を勉強し合っている。そのようにお互いのいいところを学び合い、取り入れていってほしいと思っている。

京都市・山科区

次項の要保護児童対策地域協議会で、詳細を紹介する。

平安養育院と連携して、月に15日間ショートステイを保証している。

京都府・舞鶴市

舞鶴の場合は市内に2か所の児童養護施設がある。こういうところが活発に機能できないようではいけない。よそはなかなか機能していないと思いますが。子育て支援の民間の資源として、舞鶴では二つの児童養護施設が機能している。民間で緊急に動ける資源が市町村の中にあるかないかで左右されるのでは。うまく機能していくかどうかの要因のひとつとして、市町村の内側に社会的資源があるかないかが挙げられると思う。いきなり資源として大切にされ始めて戸惑っているところもあるかも知れない。児童養護施設はある程度広域性のある施設。これまでは資源として考える以前の問題だったかも知れない。また、ニーズがあっても制度に乗らないケースもある。そういうケースも受けていた。市の担当者が見に来て、「こんなにニーズがあるのか」と気づくが、実際市を通してくるケースは少なかった。具体的に言えば、宿泊付きでショートステイを利用するほどのことは無いが、夕方までは利用したい、宿泊はしないというケースがある。いわゆるデイサービスで対応している。地域性や個人のニーズに合わせて柔軟に対応していけるように努めている。

大阪府・和泉市

市民病院の医師等一部の人は熱心であったが、先に子育てネットワークが取り組まれており、虐待防止ネットの設立については消極的であった。その後の活動については不明。

過去の経験から優れた実績を残しているところは、熱意のある人がやっているかどうかということである。よく動き、組織を束ねることのできる人が必要である。虐待問題について言えば、市町村ネットの利便性とそこから派生するリスクを考え合わせておかねばならない。

大阪府・泉大津市

児童虐待防止ネットワークの事務局に通告を一元化、事務局は必要な情報収集を行い、即日児童相談所との間で緊急度判定会議を開催する。緊急性や危険度が高いと判断された場合は、即刻児童相談所にケースを送致する。これ以外のケースは後日開催される臨時実務者会議の中で、主担機関や援助方針を決定する。

市町村と児童相談所との役割分担については線引きせず、「お互い一緒に考え、一緒に行動しよう」という基本スタンスでやってきた結果、徐々に誰か何をすべきかみえてきた。何よりも児童相談所がスーパービジョンなどを通じて積極的に関与してくれているので安心感がもてるようになった。

泉大津について、要保護児童対策地域協議会は、市独自でしていたことを後で法律が書き込

んだということなので、市にしてみれば法律ができたからといって何か変わるわけではなく、法律が後を追いかけてきてやっと追いついてきたようなものだろう。虐待防止ネットワークが法定化されたことはいいことだと思う。

大阪府・貝塚市

各機関の連携がよくとれている。従来から公民館活動が活発で、各機関の意識も高い。2002年に虐待防止ネットワークを立ち上げ、具体的な援助活動を展開している。

大阪府・堺市

平成18年4月から政令指定都市に移行。それに伴い、従来の「子ども虐待等連絡会議」を改組する予定。要保護児童地位対策協議会の事務局を児童相談所に設置。各区（7か所）に「子ども虐待連絡会議」を設置。そこでは、実務者によるケース連絡会やケースカンファレンスが行われる予定になっている。

企画は進んでいるが、実態として動き出したとき、児童相談所の主導で連絡調整、情報提供等ができれば機能すると思われるが、不安も大きい。

大阪府・枚方市

枚方市については、寝屋川の子ども家庭センターと相談すると同時に、枚方市自身でできるだけ受けていこうと取り組んでいる。以前から市内ケースの全数把握や手引きの作成、小規模児童養護施設設置の検討など要保護児童への視点があった。ただ、入所型の小規模児童養護はその時点では府内全体の定員などの問題で新たに増やすということはできなかったということで、子育て支援センターだけを設置したが、やはり要保護児童等の問題について市としてそれなりに取り組みを進めていこうという姿勢がある。

大阪府・泉大津市・門真市・枚方市・摂津市・東大阪市など

市によって差がみられる現状ではあるが、近隣の市が行うことに関しては影響を受けている。各市同士が良い意味で良い刺激になり、競争のようにしていくことも良い側面だと思う。既に家庭児童相談室の職員を常勤化しているところはより良い実践ができるだろう。大阪府の家庭児童相談室の場合、ほとんどの市に設置されている。常勤化しているところは半数以上である。

心理職の相談体制の強化（大阪府内の家庭児童相談室）。

大阪府・熊取町

4月から専門性の高い人（元児童相談所所長）を雇用し、健康福祉部子育て支援課として熱心に取り組んでいる。児童家庭支援センター（貝塚市）への相談利用も多い。虐待問題に特化せずに取り組まれている。

保健師を中心に、庁内相談モデルを検討し、小学校レベルでの丁寧なシステムを構築するとともに、スーパーバイザーの配置や専門相談員の配置など、専門性の確保に努める姿勢がみられる。

兵庫県・宝塚市

積極的な取り組み姿勢がみられる。

まず、人口規模が適切である（20万人）。また、担当者が熱心であり、フットワークも良い。相談受付窓口についても工夫されており、市内に児童館や高齢者施設との合体型の相談受付窓口（家庭児童相談室をここへ配置）を設けた。家庭児童相談室の職員も、家庭児童相談分野を専門とする職員が配置されており、人数も相談室開設当初の1名から、現在は6名に増加している。従来から家庭児童相談室がうまく機能していることから、地域資源とのネットワークもスムーズに取ることができている。

兵庫県・西宮児童相談所

兵庫県の西宮市児童相談所の場合は、「家族再統合に向けての支援チーム」のようなものを作ってやっている。また、滋賀県の彦根児童相談所では一人で子どもに関わるという形を取っているワーカーもいる。大阪市児童相談所では家族再生プログラムを行っている。神戸市ではパパママカウンセリングのようなものをしており、児童相談所内の資源を使うのではなく外部資源に頼っている。

福岡県・北九州市

窓口一本化方式（各種相談員の組織的統合）。家庭相談員、婦人相談員、女性自立支援員、教育相談員などを「福祉相談員」として統合、そこに保健師の主査を配置し、「子ども家庭相談コーナー」とした。以前は、各相談員がそれぞれ対応した相談ケースを抱え込み、婦人相談

所への一時保護、母子生活支援施設への入所なども事後決裁となるなど、個人プレーに終始していたが、相談員の統合後は管理職も含めた翌朝の会議で各相談員が前日に受けた相談について報告、相談、協議するなど、組織的対応が行われるようになった。

大分県・中津市

キーパーソンになっている人がすばらしい。中津市に小児科病院の先生がおられ、その先生が行政のいろいろな委員会の委員長など重要な位置をしめていて市長とかけあいながら、良い動きをされている。

この先生が開業されている病院では、健康な人も来ることができるスペースがあり、病気の治療だけでなく、子育ての応援もふくめいろいろな問題を抱えている人の拠点作りを行なっている。

また、中津市児童相談所が良い。専門職の所長の能力が高く現場のことを良く理解しておられ、現場の応援をしながら子どものことを大事に考えている。ただ、人が変わるとがらりと変わるのかもしれない。

熊本県・熊本市

相談窓口の一元化。母子保健係をはじめとした複数の福祉関係部署を統合し、30名を有する組織とする。そのうち2名を虐待防止ネットワークの事務局専従とする。組織のスケールメリットを活かした柔軟かつ組織的な対応が可能となった。

本庁の子育て支援課（児童虐待防止ネットワークの事務局）が通告を受理、安全確認はまず市で行い、これが困難な場合や危険を伴うと判断される場合には、児童相談所に対応を仰ぐ。

リスク度を5段階に分けた初期アセスメントを市が行い、リスク1と2は児童相談所が中心、リスク4と5は市町村が中心となって対応する。

熊本県・大津町

独自のアセスメント基準で、児童相談所に送致するかどうかを判断している。

その他1

参考としては、「子どもの虹情報研修センター」が全国の市町村の相談担当職員研修を、全

国の5ブロックでやっていて、先駆的な市町村の人がネットワークについて話しているので、それをあたるという。

もうひとつは、厚生労働省が調査をしているので、それをみるとわかると思う。業務マニュアル、研修事項、外部人材の活用などである。

その他3

いいか悪いかは規模によって当然違う。大きい市ではよくても、小さい町村では使えないということもある。どれがいいかということは、客観的にいえるようなものはない。客観的なネットワークというものはありえないので、市町村の体制によるわけだし、保健師が強いけれどもソーシャルワーカーが弱いとか、ソーシャルワーカーは熱心な人がひとりいるけども保健師は体制が弱いというのによって違ってくる。だから、どれがいいとかはいえないので、そういう意味では特徴だと思う。

要保護児童対策地域協議会は先駆的であるし、これは、全部の市町村で設置したらいいと思うが、協議会の今後の方向として先駆的にやっているところを、厚生労働省の調査と、「子ども虹情報研修センター」でとりあげていた。ただ、研修があっても、参加自治体はまだ少ないのが現状である。

その他4

国の各自治体への予算的、人的な措置が見えにくいので何とも言えないが、「家庭児童相談室」を設置していた自治体においては、優れた実績を残しており評価できる。今後、「家庭児童相談室」を設置する自治体においては、期待したい。

その他5

まずは、今回の法改正では触れられなかった、専門性を持った人材を、きちんと配置しようとしている点である。本気で人を置かない限りは、絶対に動かない。結局のところ、アセスメントとプランニングがきちんとできて、そのプランに基づいて役割分担して動くことができる人材がいるかどうかであり、会議が実際的に機能しているか、ケース会議をきちっと開くシステムができていくかどうか等がポイントとなるが、そのシステムを機能させるためには、一定

程度の専門性とやる気を持った人がいるということである。

5. 要保護児童対策地域協議会または児童虐待防止ネットワーク事業で優れた実績を残している・残しそうな可能性のある市町村

この質問は、要保護児童対策地域協議会や児童虐待防止ネットワーク事業に関して、すでに優れた実績を残している市町村や、今後の優れた実績を残す可能性のある市町村名を、それぞれにあげてもらい、そのように評価する理由を尋ねたものである。

これは、あくまでもヒアリングに応じたいただいた方々が主観的に評価されたものであるが、今後の研究を進めていく上で、参考になることを期して報告するものである。多くの方々に回答いただいたが、ここでは誰が推薦されたかは特に重要ではないので、個人名による集計は行わない。

なお、複数の方々が推薦された場合、一行空白をあけて記載している。

北海道・浦河町

児童相談所が遠方なこともあって、自分たちの町の問題は自分たちで解決するという姿勢が明確である。町の地域子育て支援センターが保健センターと連携して、町内で生まれる年間150人の子どもをすべて把握する。そして、訪問等によって必要な子育てサービスをネットワークのもとで提供している。

福島県

福島県では、作る予定のある市町村をあまり聞いていない。可能性があるのは福島市のみである。予算が伴うものについては、今の現状では後回しにされているのが事実だろう。緊急性が低いと見られている。また協議会を作ろうとしても、児童福祉関係の施設がない市町村もあり、その連携は難しいのではないかな。

東京都・三鷹市

「子どもの虹情報研修センター」や今回の虐待防止月間の研修などでとりあげられている。

三鷹市の場合、経験がある職員の配置をして、市の方も虐待ケース対応をしていく姿勢を取

っていた。虐待ケースの介入的な部分、24時間相談体制等も以前から施行してきた。

神奈川県・伊勢原市

NPO団体の代表、弁護士が外部スタッフとして入っていて、市が人件費を負担している点。

鎌倉市、伊勢原市はモデル事業として行っているが中身は違っているので比較検討をしてもいいかもしれない。子ども家庭相談体制に関して優れた実績を残している・残しそうな可能性のある市町村のところであげたその他の市も同様にネットワークを組むので、検討してもいいかもしれない。

神奈川県・鎌倉市

構成メンバーに児童養護施設職員と、アドバイザーとして研究者が実務者会議、代表者会議に入っている点。

神奈川県・藤沢市

事務局の体制は1人では無理である。事務局は通告や相談の窓口となるが、事務局の会議の開催事務をしながら、個々の事例への対応をするのは1人では不可能である。絶対に複数必要である。そのために、事務局の職員を専任化するなど、事務局の体制を強化している。

静岡県・御前崎市

保健師が中心となって発生予防の取り組みを行っている。保健師がハイリスクの家庭をすべてしらみつぶしに訪問して、他機関と連携しながら援助している。それによって虐待をゼロにしたことで有名である。

静岡県・菟山町

健診受診者へのアンケート調査によりフォローアップをしている。それでニーズの掘り起こしをして、健診を受けた人のこれは援助が必要だと思ったらネットワークでその家庭を支えて

いく。ニーズをとにかく早期に発見して、早期にネットワークのもとで援助していくといった取り組みをしている。また、民生委員・児童委員の家庭訪問により、関係機関のネットワークだけでなく、子育て支援当事者とのネットワークを形成している。

愛知県・犬山市

児童養護のネットワークの作り方で、良い実践をしている。

三重県・志摩市

ケースがすごくたくさんあってまわしている状態になっているわけではないけれど、小さい市町村のレベルで関係機関に意識を浸透させたりとか、マニュアルをつくって周知させたりという部分で浸透していついて、三重県の児童相談所の人も「志摩だったら見守り、在宅で対応をするケースは志摩市を中心にわたして、なんかあったら連絡をいれてもらう」という風に信頼している。必要などときには連絡をいれてくれるなど、対応についてもきちんとしてくれていることから、安心して任せておけるという評価をしているようだ。

滋賀県内市町村

滋賀県の場合、要保護児童対策地域協議会への移行は、6月現在で1市だけである。現在いろいろなところが準備をしている。児童虐待防止ネットワークのままだと県から指導が入っているが、市では安易に考えていない。やはり相談体制との関わりのなかで要保護へ移行することについて慎重に検討していると感じる。要保護児童の定義が非常に難しいし、ネットワークと児童相談の体制をどう取り扱うのかについて、児童相談＝要保護児童地域対策協議会ではないので、整理がしきれていない状況にある。

滋賀県・大津市

市で独自性がでてくるのではないかと思う。

滋賀県・近江八幡市

児童家庭課と横並びで、室長は課長と同じポストという組織づくりをしている。要保護へど